

群馬県県有施設の脱炭素化に伴う J-クレジット創出等に関する連携事業 仕様書

1 趣旨・目的

群馬県は、「群馬県地球温暖化対策実行計画（2021-2030）（第1次改定版）」に基づき、県有施設における率直的な脱炭素化を推進している。

本事業は、県有施設における脱炭素化の取組によって創出される CO₂排出削減量を、J-クレジット制度に基づき J-クレジットとして認証し、販売するものである。

これにより、脱炭素化の取組を金銭的価値として可視化し、得られた収益を次なる脱炭素投資へ循環させることで、県自らが環境価値循環モデルの先進的な取組主体となることを目的とする。

本仕様書は、群馬県が実施する「群馬県県有施設の脱炭素化に伴う J-クレジット創出等に関する連携事業」（以下「本事業」という。）のプロポーザル参加事業者募集を実施するにあたり、本事業において連携パートナーが担う業務の詳細な内容について定めることを目的とする。

※本仕様書は公募段階のものであり、協定締結の際の仕様書については、採用された企画提案に基づき、県と協議の上で決定する。

2 業務内容

本事業は、県有施設の脱炭素化に伴う環境価値について、J-クレジット制度に基づく認証取得及び J-クレジットの販売を行い、その販売収益の一部を県へ還元することを主たる目的とする。加えて、県の包括的な脱炭素化施策について連携して実施するものとする。

なお、本事業に係る一切の費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて、すべて連携パートナーが負担することとする。

（1）業務の基本フロー

①資料の提供

県は、本事業を実施するうえで必要な資料及びデータを連携パートナーに提供する。

②J-クレジットの認証

連携パートナーは、県有施設の脱炭素化（LED 化や太陽光発電設備等）による環境価値について、J-クレジット認証を受けることとする。

J-クレジット化の対象は、第一弾として県有施設においてリース方式により導入または導入予定の LED 照明設備（ただし、環境価値が県に帰属するものに限る）とする。ただし、今後の対象範囲（太陽光発電設備等）の追加については県と都度協議の上で決定する。

③J-クレジットの販売

連携パートナーは、事前に県と合意した販売方針に基づき販売を行うこととし、個別の取引毎の事前承認は原則要しないものとする。

ただし、販売実績については定期的に県に報告することとし、県内企業等への販売に配慮すること。

（2）必須提案事項

①全体スケジュール

LED 化だけではなく、将来的な太陽光発電設備導入等を見据えた、包括的な J-クレジットの認証及び販売に係るスケジュールを提示すること。

②販売収益の県への還元

J-クレジットの販売収益の県への還元については、事業の安定性及び市場動向を踏まえつつ、県にとって十分な財政的効果が見込まれる配分割合を提案すること。

③リスク管理方策

J-クレジットの市場価格変動を踏まえ、価格下落時・売却停滞時においても事業を継続可能とするリスク管理方策を提案に含めること。

④地域への貢献

地域の脱炭素化に資する情報を広く発信することとしていることから、これに資する提案（県内企業等への J-クレジットの地産地消や普及啓発等）があれば積極的に行うこと。

⑤その他の提案

県内事業者が利用しやすい形で環境価値を提供できる仕組みを有する場合は、県内における J-クレジットの活用拡大および継続的な需要創出が期待できることから、その内容を積極的に提案すること。

また、その他当該事業の目的に資する提案があれば積極的に行うこと。

3 事業開始時期及び全体スケジュール

事業開始時期は、協定締結日以降のできるだけ早い時期とするよう努めること。ただし、具体的な開始時期は協定締結後に県と協議すること。

4 その他

（１）体制及び報告

①組織体制

業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

②協議及び記録

連携パートナーは、業務の内容及び範囲について県と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。打合せの内容は記録し、随時、県へ提出すること。

③進捗報告

連携パートナーは、業務の進捗状況に関して、随時県に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

（２）権利帰属及び情報管理

①著作権等の保証

連携パートナーは、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

②情報の管理

個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。本事業により知り得た個人情報を本事業の目的以外に使用してはならない。

③成果物の帰属

本事業に関する所有権や著作権（報告書やデータ等）は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

ただし、本事業により創出された J-クレジットの所有権は連携パートナーに帰属するものとし、連携パートナーはその販売収益の一部を県に還元するものとする。また、連携パートナーが本事業の実施以前から有していた固有の知識、技術、システム及びノウハウに関する権利等については当該連携パートナーに留保するものとする。

なお、群馬県は、本事業において生じる成果物を、連携パートナーが本事業の目的の範囲内で他の業務で使用することを妨げない。

（３）コンプライアンス

①透明性の確保

本事業の公共性に鑑み、連携パートナーは特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。

②法令遵守

本事業を行うに当たり必要とされる関係法令及び関係条例等を遵守すること。

（４）協定の解除

本仕様書の条件が満たされない場合、協定を解除することがある。解除時において、既に認証を取得し、かつ未販売の J-クレジットがある場合は、県と協議の上、当該クレジットを県に帰属させるか、あるいは解除時点の市場価格に基づき販売したものとみなして販売収益の一部を県に納入するかを決定するものとする。既に販売済みの J-クレジットについては、協定で定めた配分に基づき、その販売収益の一部を県に納入するものとする。

（５）疑義の決定

本仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議のうえ決定するものとする。